

# 行政説明 (令和6年度報酬改定等について)

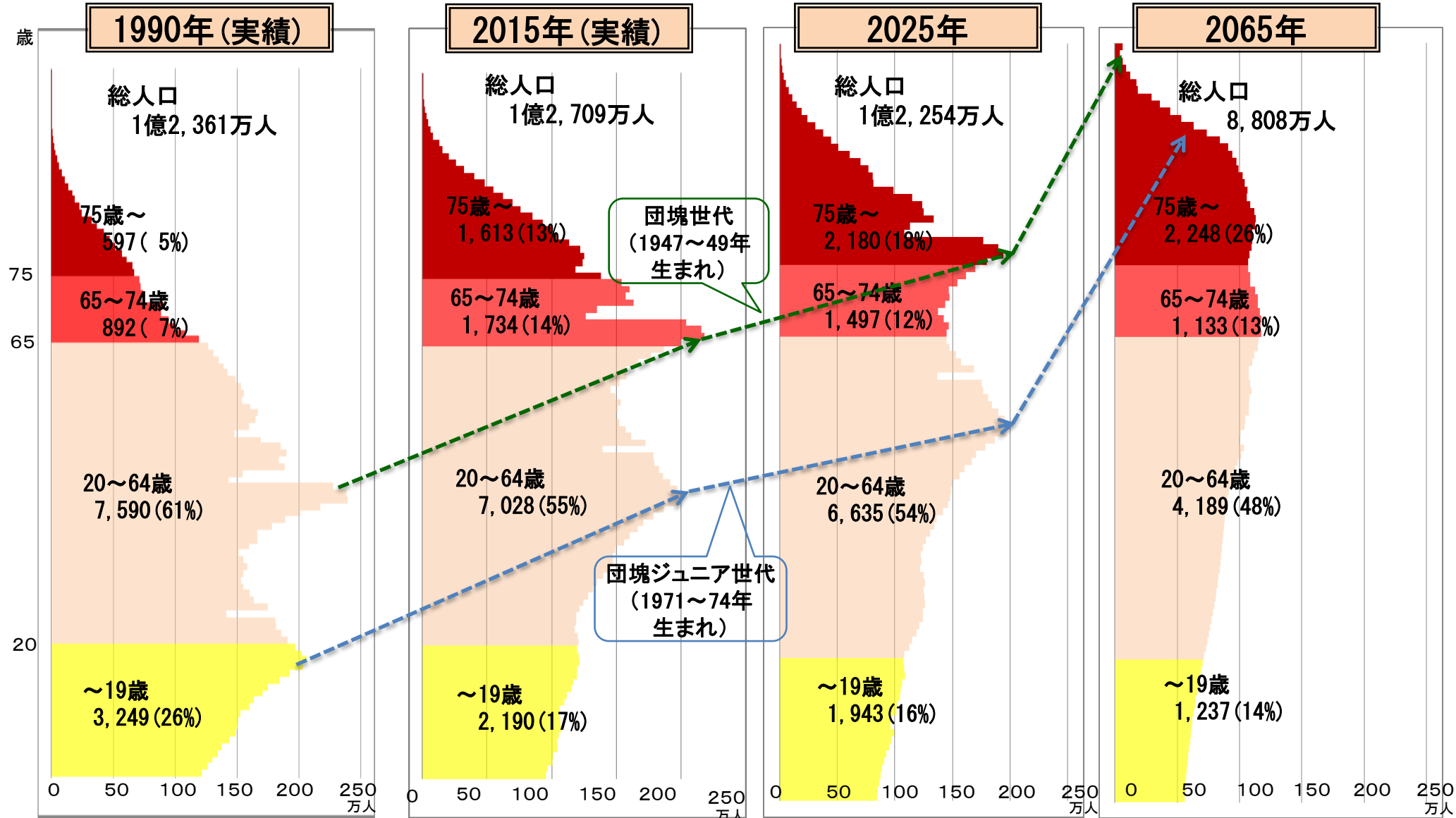
NPO法人就労継続支援A型事業所全国協議会（全Aネット）  
就労支援セミナー

令和6年6月22日  
厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課  
就労支援専門官 佐藤 大作  
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 障害者を取り巻く状況等
2. 就労系障害福祉サービスの現状
3. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（就労継続支援A型）
4. 就労継続支援A型の近年の動向等
5. 就労継続支援A型の今後

# 日本の人口ピラミッドの変化

○団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となる。  
 ○2065年には、人口は8,808万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約38%となる。



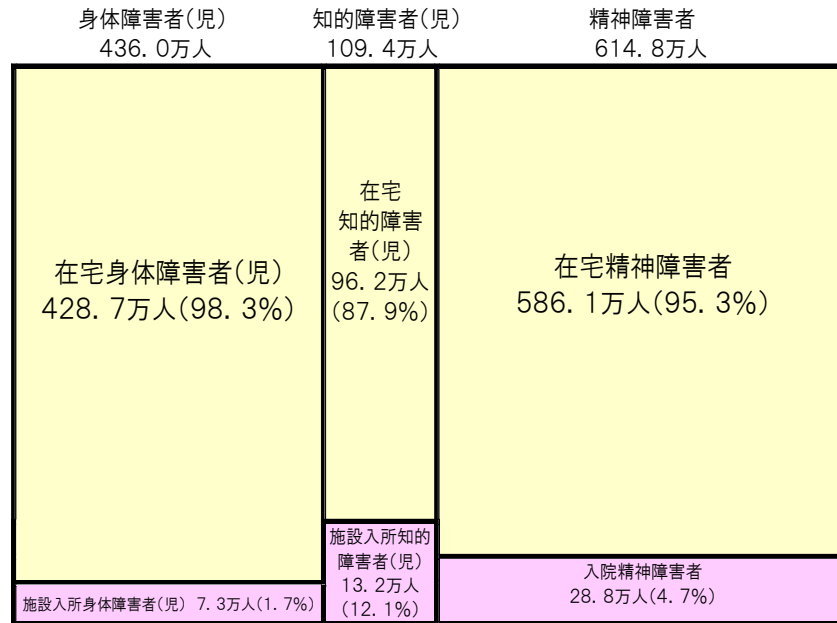
(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計): 出生中位・死亡中位推計

# 障害者の数

- 障害者の総数は1160.2万人であり、人口の約9.2%に相当。
- そのうち身体障害者は436.0万人、知的障害者は109.4万人、精神障害者は614.8万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

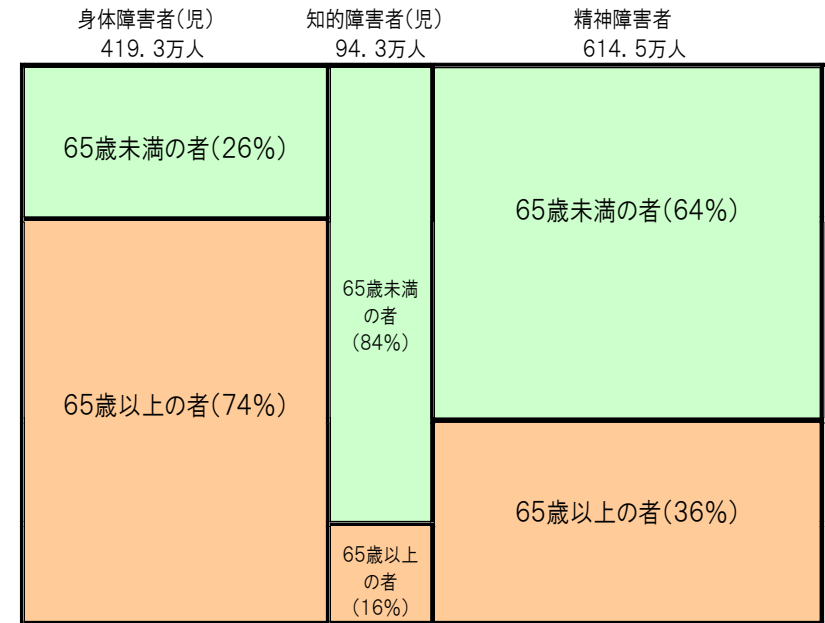
## (在宅・施設別)

障害者総数 1160.2万人(人口の約9.2%)  
 うち在宅 1111.0万人(95.8%)  
 うち施設入所 49.3万人(4.2%)



## (年齢別)

65歳未満 51%  
 65歳以上 49%



出典 在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児):厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成28年)、施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児):厚生労働省「社会福祉施設等調査」(平成30年)等、在宅精神障害者及び入院精神障害者:厚生労働省「患者調査」(令和2年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。

※施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児)には高齢者施設に入所している者は含まれていない。

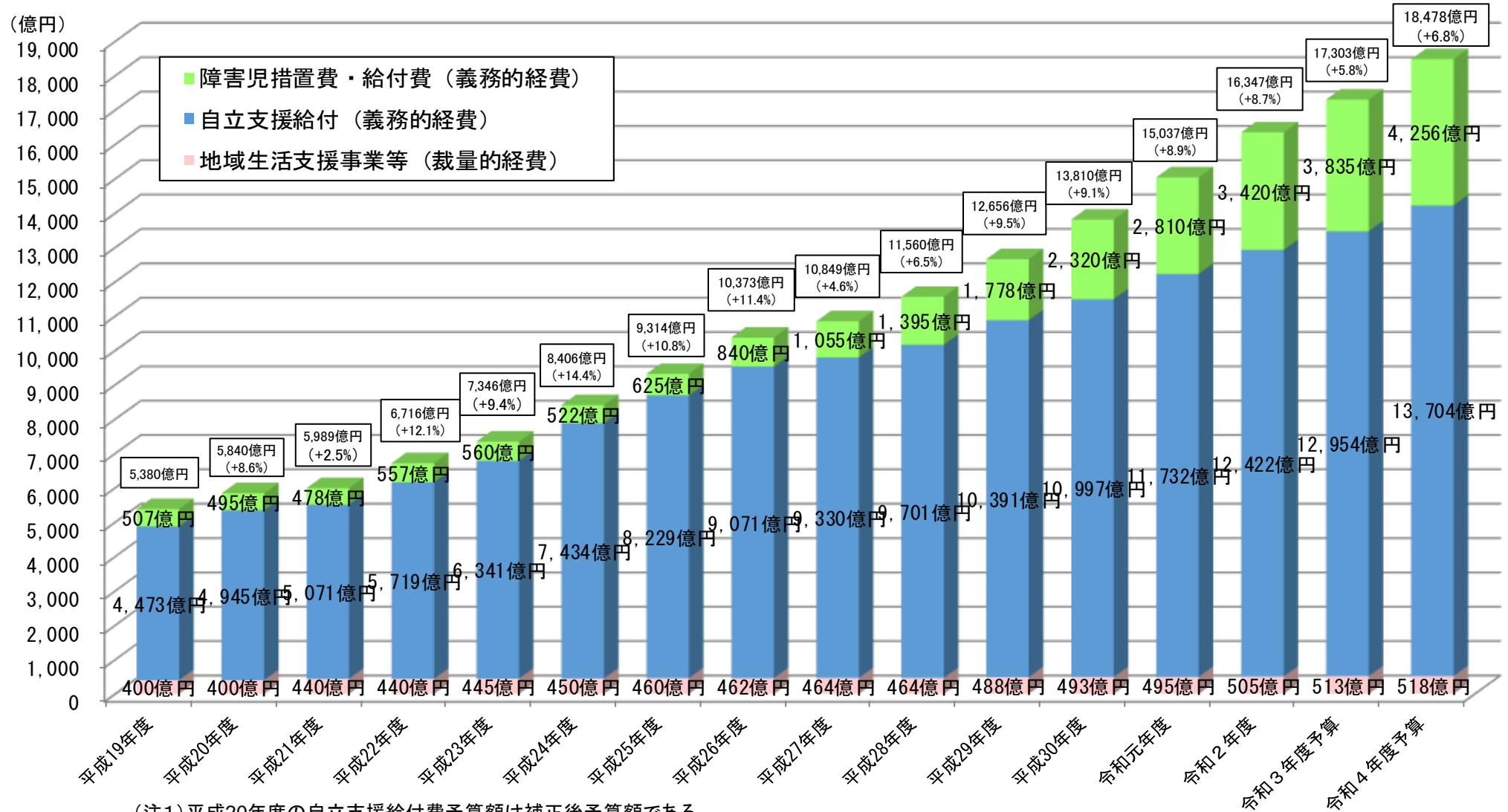
※年齢別の身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)での算出し、精神障害者数は在宅及び施設入所者数(いずれも年齢不詳を除く)で算出。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

※令和2年から患者調査の総患者数の推計方法を変更している。具体的には、再来外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している(平成29年までは31日以上を除外していたが、令和2年からは99日以上を除外して算出)。

# 障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は15年間（平成19年～令和4年）で約3倍に増加している。



(注1) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注2) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

(注3) 平成29年度以降の地域生活支援事業等には地域生活支援促進事業分も含まれる。

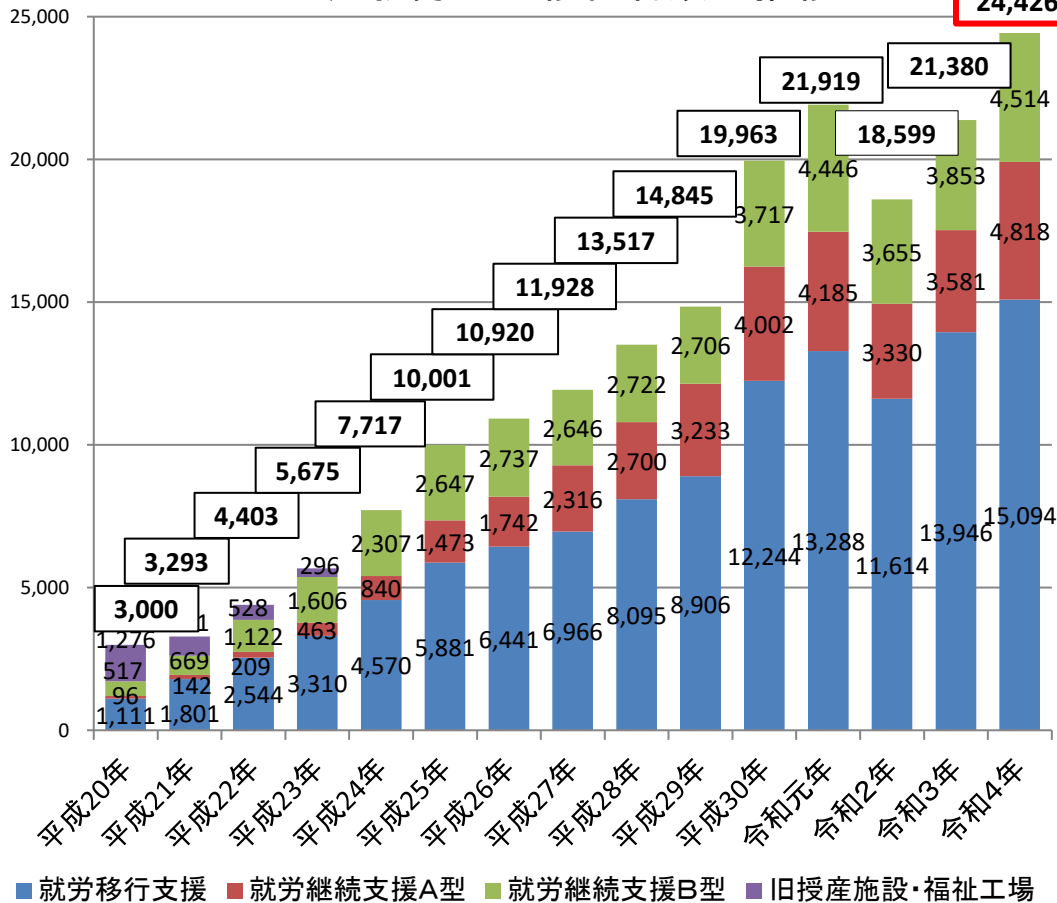
# 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業 (規則第6条の9)	就労継続支援A型事業 (規則第6条の10第1項)	就労継続支援B型事業 (規則第6条の10第2項)	就労定着支援事業 (規則第6条の10の4)
事業概要	<p>通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。</p> <p>(標準利用期間: 2年)</p> <p>※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。</p> <p>(利用期間: 制限なし)</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p> <p>(利用期間: 制限なし)</p>	<p>就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。</p> <p>(利用期間: 3年)</p>
対象者	<p>① 企業等への就労を希望する者</p> <p>② <b>通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者 (R4障害者総合支援法改正法により新設)</b></p> <p>※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。</p>	<p>① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者</p> <p>④ <b>通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者 (R4障害者総合支援法改正法により新設)</b></p> <p>※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。</p>	<p>① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者</p> <p>④ <b>通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者 (R4障害者総合支援法改正法により新設)</b></p>	<p>① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者</p>
事業所数	2,941事業所 (国保連データ令和5年12月)	4,575事業所 (国保連データ令和5年12月)	17,059事業所 (国保連データ令和5年12月)	1,616事業所 (国保連データ令和5年12月)
利用者数	36,667人 (国保連データ令和5年12月)	88,967人 (国保連データ令和5年12月)	348,016人 (国保連データ令和5年12月)	16,867人 (国保連データ令和5年12月)

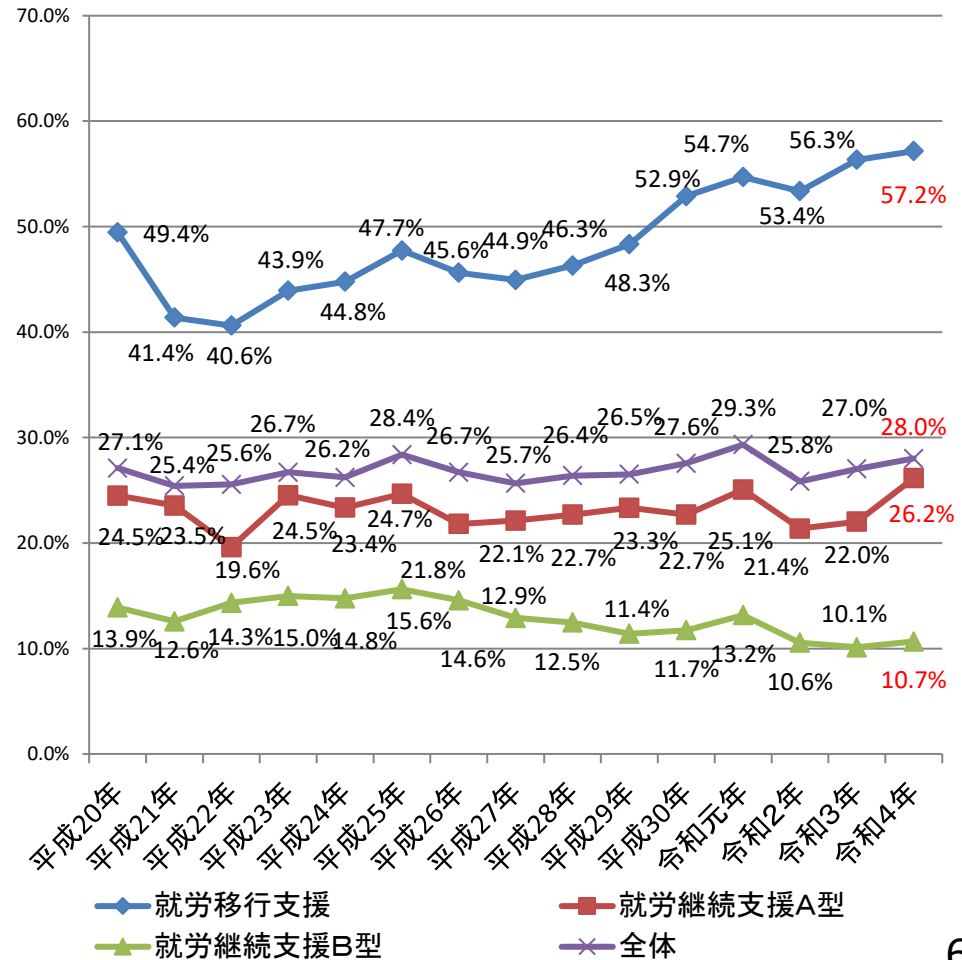
# 一般就労への移行者数・移行率の推移(事業種別)

- 就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は、令和4年においては前年比約14%増となり、約2.4万人であった。
- 令和4年におけるサービス利用終了者に占める一般就労への移行者の割合は、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型において前年より増加している。

＜一般就労への移行者数の推移＞



＜サービス利用終了者に占める一般就労への移行者割合の推移＞

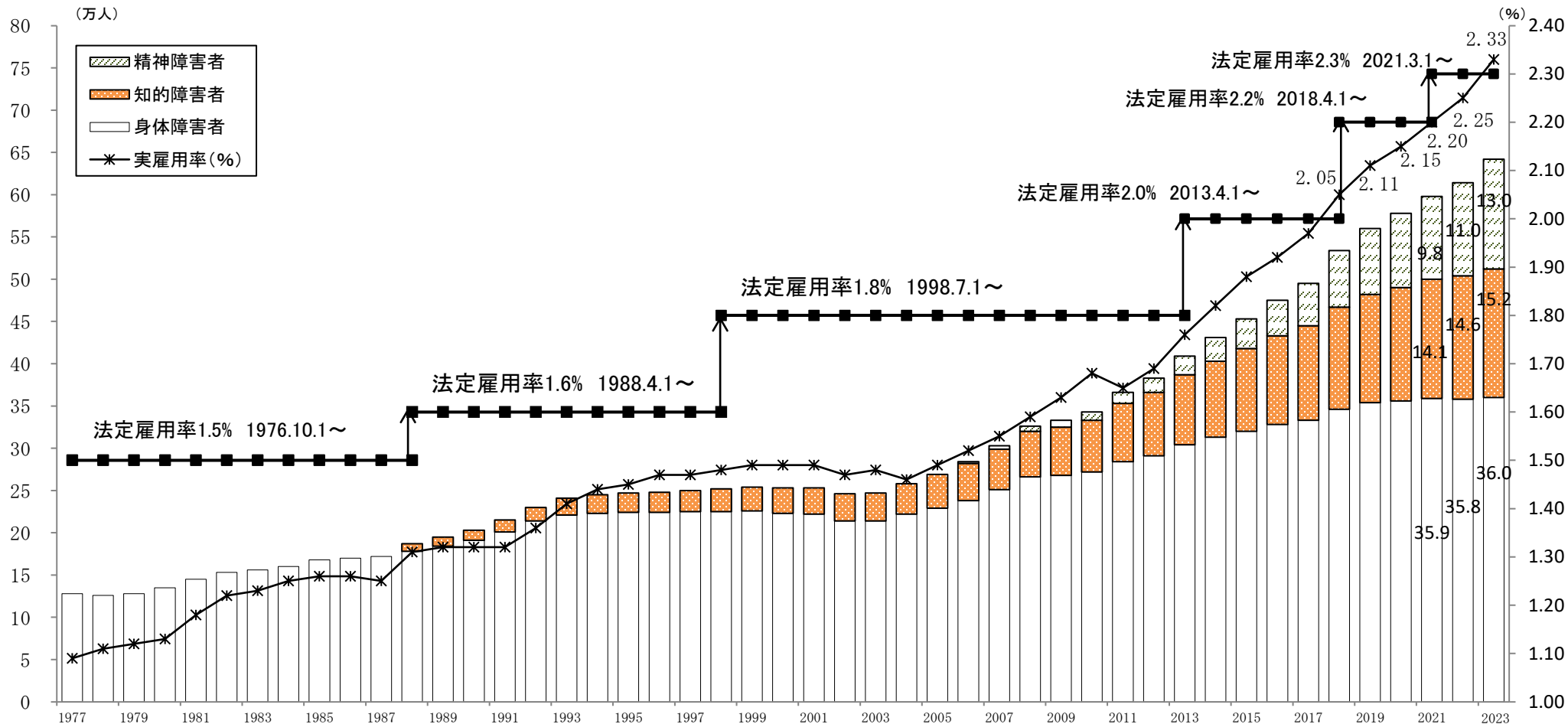


【出典】社会福祉施設等調査(各年の移行者数は、当該年の10月1日時点における前年1年間の実績)

# 障害者雇用の状況

(2023年6月1日現在)

- 民間企業の雇用状況  
 雇用者数 64.2万人（身体障害者36.0万人、知的障害者15.2万人、精神障害者13.0万人）  
 実雇用率 2.33% 法定雇用率達成企業割合 50.1%
- **雇用者数は20年連続で過去最高を更新。実雇用率が報告時点の法定雇用率を上回ったのは初めて。**  
 障害者雇用は着実に進展。



(資料出所) 令和5年 障害者雇用状況の集計結果



1. 障害者を取り巻く状況等
2. **就労系障害福祉サービスの現状（就労継続支援A型）**
3. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（就労継続支援A型）
4. 就労継続支援A型の近年の動向等
5. 就労継続支援A型の今後

# 就労継続支援 A 型

## ○ 対象者

- 通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者
  - 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする障害者
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能。

## ○ サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。
- 最低賃金含め、労働関係法令の適用あり
- 利用期間の制限なし

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員  
生活支援員 } 10:1以上

## ○ 報酬単価（令和3年報酬改定以降、定員規模別、人員配置別に加え、算定されるスコアによって基本報酬を算定）

### 基本報酬

<定員20人以下、人員配置7.5：1の場合>

報酬区分		基本報酬（）内は旧単位
スコア	170点以上	791（724）単位/日
	150点以上170点未満	733（692）単位/日
	130点以上150点未満	701（676）単位/日
	105点以上130点未満	666（655）単位/日
	80点以上105点未満	533（527）単位/日
	60点以上80点未満	419（413）単位/日
	60点未満	325（319）単位/日

### 主な加算

賃金向上達成指導員配置加算 15～70単位/日  
※ 定員規模に応じた設定

就労移行支援体制加算 50～93単位/日  
※ 定員、職員配置、基本報酬の報酬区分、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定 ※ R3～見直し

就労移行連携加算 1,000単位（1回に限り）  
※ 就労移行支援に移行した者について、連絡調整等を行うとともに、支援の状況等の情報を相談支援事業者に対して提供している場合に加算 ※ R3～新設

福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ） 15、10、6単位  
⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合  
⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合  
※ H30～資格保有者に公認心理師を追加  
⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等  
⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

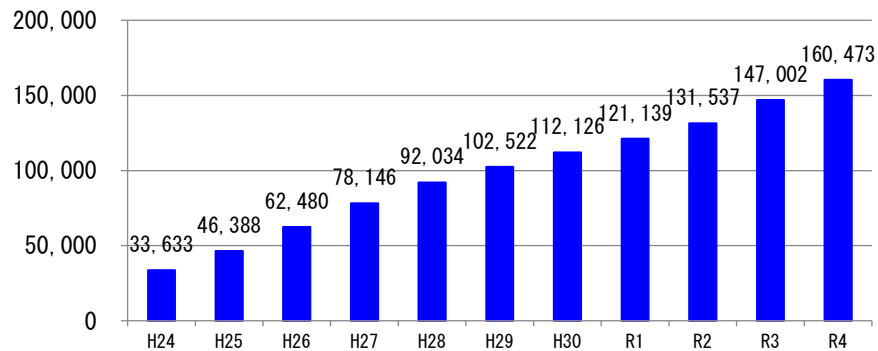
○ 事業所数 4,610（国保連令和 6年 2月実績）

○ 利用者数 89,452（国保連令和 6年 2月実績） 9

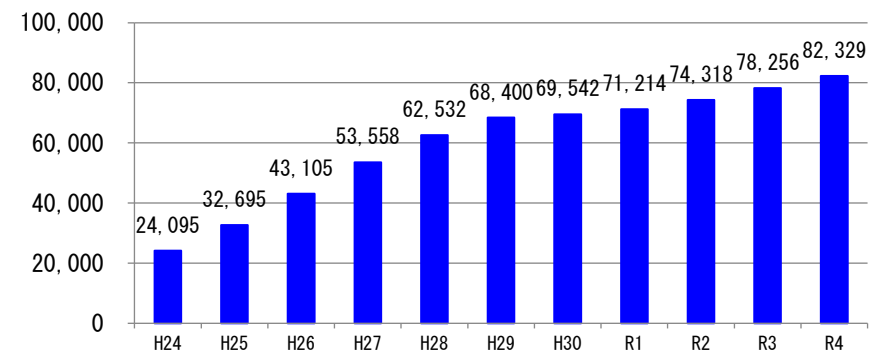
# 就労継続支援A型の現状

- 令和4年度の費用額は約1,600億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の4.8%を占めている。
- 総費用額、利用者数及び事業所数は、毎年度増加している。

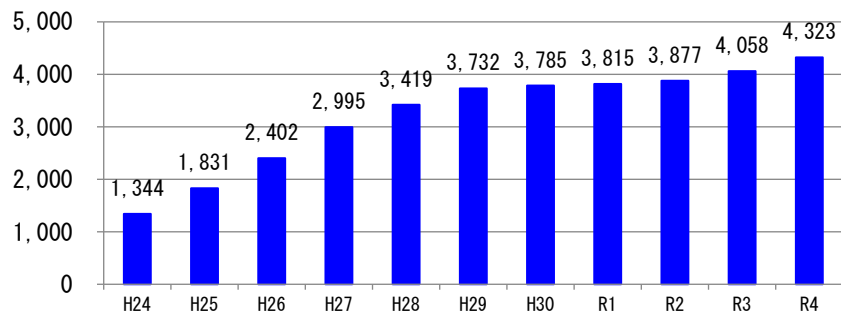
## 費用額の推移（百万円）



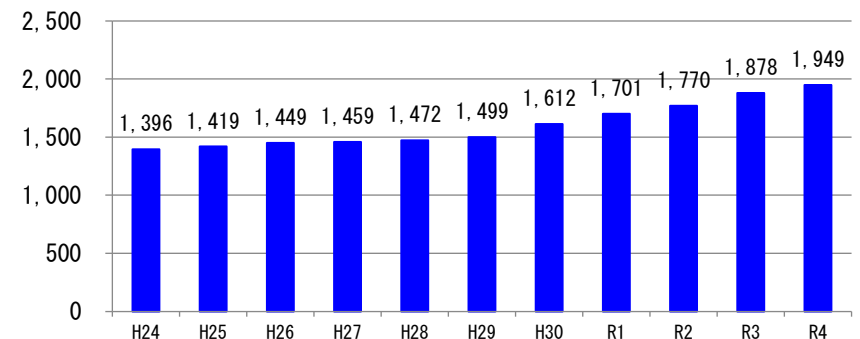
## 利用者数の推移（一月平均（人））



## 事業所数の推移（一月平均（か所））



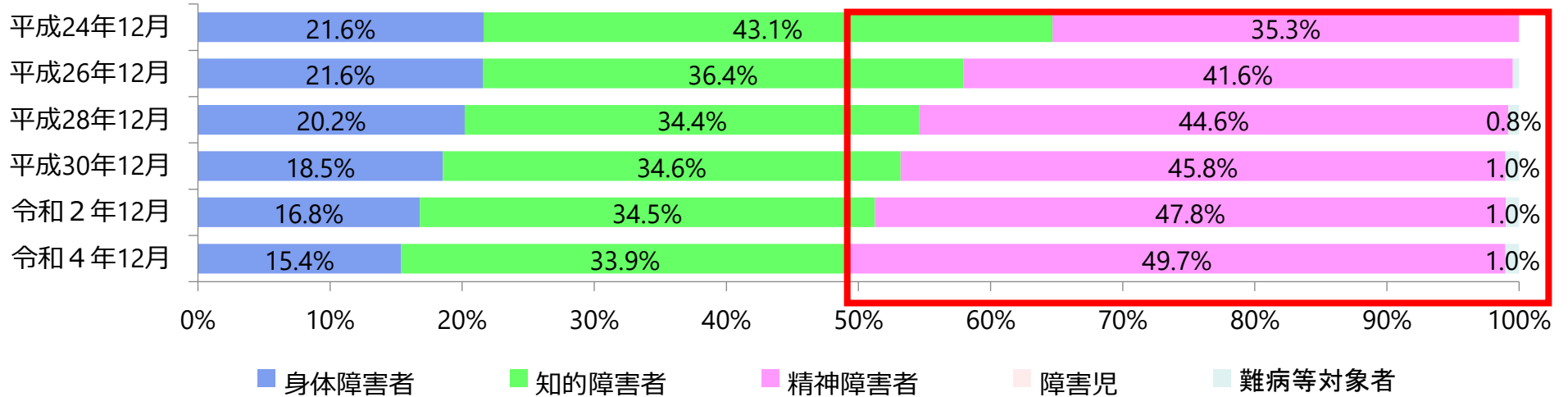
## 利用者一人あたりの費用額の推移（千円）



# 就労継続支援A型利用者の障害種別分布状況

○ 精神障害者の利用割合は増加傾向にあり、全利用者の約5割を占めている。

利用者の障害種別の分布状況



(単位:人)

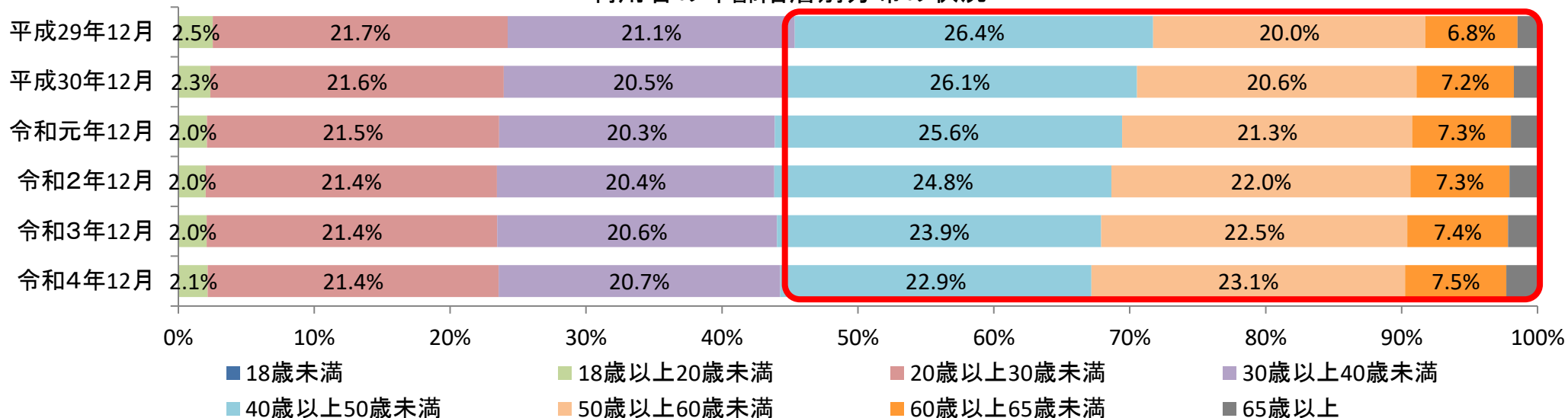
	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	難病等対象者	合計
H24.12	5,505	10,962	8,989	4	0	25,460
H26.12	9,716	16,385	18,738	13	203	45,055
H28.12	12,977	22,112	28,627	6	517	64,239
H30.12	12,900	24,108	31,862	9	709	69,588
R2.12	12,673	26,004	36,050	5	750	75,482
R4.12	12,775	28,102	41,253	8	852	82,990

【出典】国保連データ

# 就労継続支援A型利用者の年齢階層別分布状況

○ 年齢階層別の利用者分布の推移を見ると、40歳以上の利用者が増えてきており、半数以上が40歳以上である。

利用者の年齢階層別分布の状況

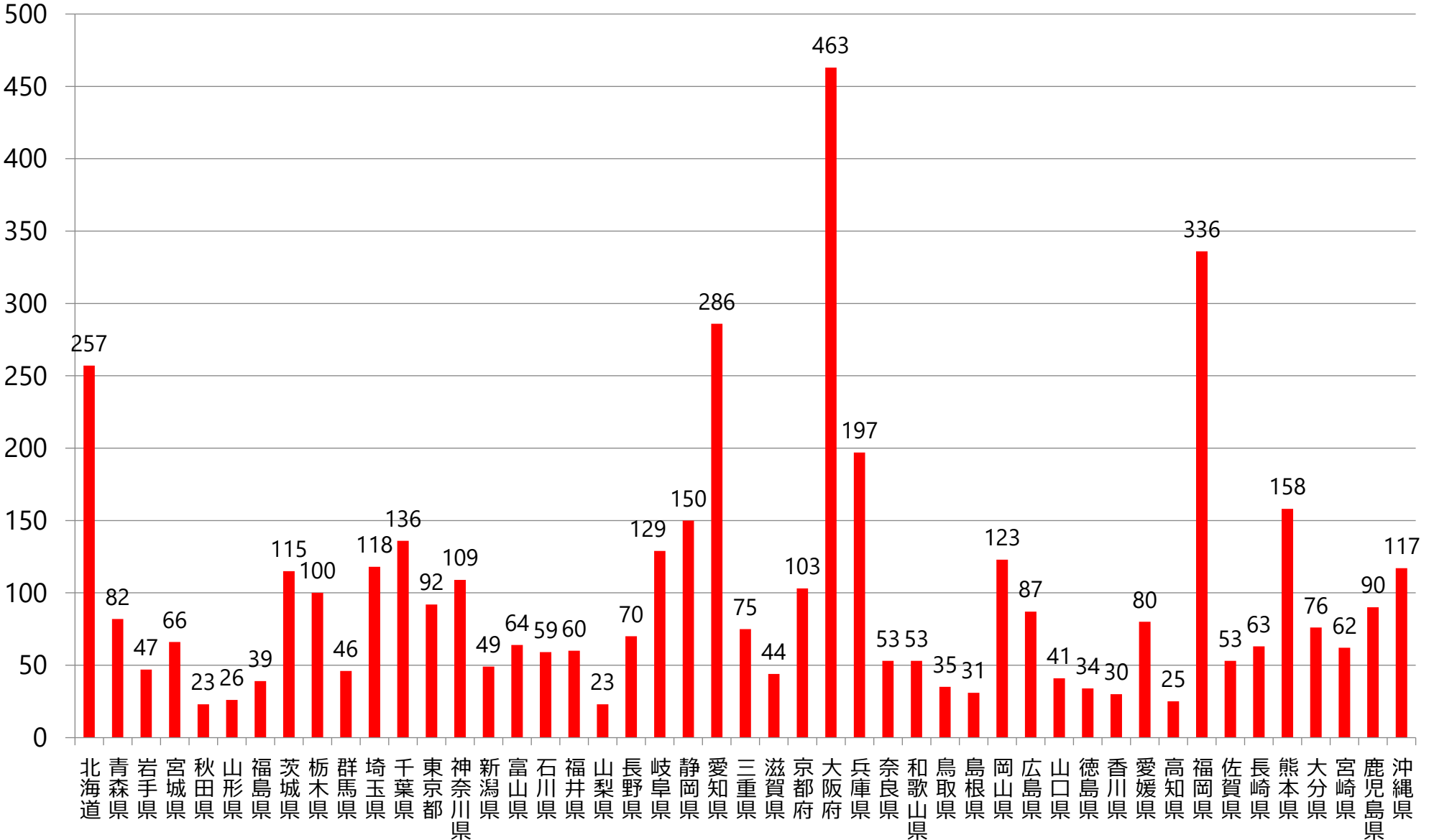


(単位:人)

	18歳未満	18歳以上20歳未満	20歳以上30歳未満	30歳以上40歳未満	40歳以上50歳未満	50歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上	合計
H29.12	38	1,706	14,930	14,534	18,134	13,779	4,664	1,016	68,801
H30.12	45	1,595	15,024	14,269	18,147	14,310	4,979	1,219	69,588
R1.12	35	1,465	15,386	14,499	18,274	15,256	5,205	1,398	71,518
R2.12	41	1,480	16,176	15,396	18,723	16,599	5,508	1,559	75,482
R3.12	40	1,598	16,829	16,198	18,779	17,723	5,824	1,719	78,710
R4.12	45	1,748	17,762	17,183	19,008	19,154	6,183	1,907	82,990

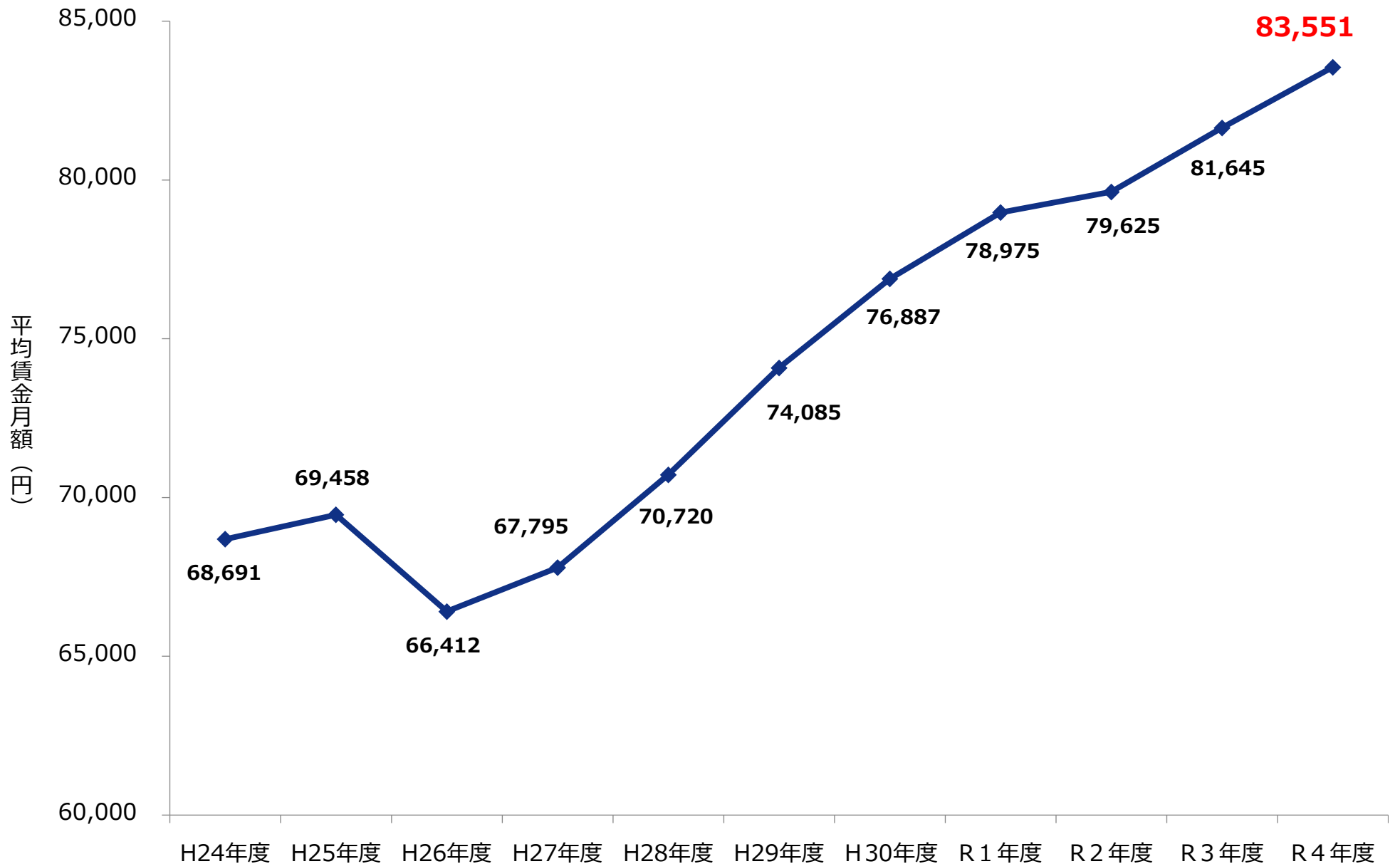
# 都道府県別就労継続支援(A型)事業所数

(カ所)



【出典】令和5年12月国保連データ

# 就労継続支援 A 型事業所における平均賃金月額推移



# 就労継続支援 A 型 都道府県別平均賃金月額

(単位：円)

都道府県	令和 3 年度	令和 4 年度	前年度比
北海道	78,362	81,779	104.4%
青森県	73,011	74,085	101.5%
岩手県	85,000	87,351	102.8%
宮城県	76,096	79,450	104.4%
秋田県	71,745	71,627	99.8%
山形県	81,814	83,023	101.5%
福島県	76,130	78,892	103.6%
茨城県	81,196	82,528	101.6%
栃木県	74,189	75,841	102.2%
群馬県	75,104	77,311	102.9%
埼玉県	74,901	80,440	107.4%
千葉県	78,830	78,090	99.1%
東京都	99,335	103,286	104.0%
神奈川県	91,494	92,140	100.7%
新潟県	76,636	78,241	102.1%
富山県	70,670	76,263	107.9%
石川県	75,189	79,271	105.4%
福井県	88,308	92,936	105.2%
山梨県	71,251	77,387	108.6%
長野県	86,983	87,055	100.1%
岐阜県	77,118	81,581	105.8%
静岡県	80,692	81,776	101.3%
愛知県	86,841	84,031	96.8%
三重県	77,608	80,238	103.4%

都道府県	令和 3 年度	令和 4 年度	前年度比
滋賀県	89,096	85,993	96.5%
京都府	90,160	91,972	102.0%
大阪府	83,748	85,064	101.6%
兵庫県	85,088	87,110	102.4%
奈良県	77,753	80,340	103.3%
和歌山県	93,701	96,162	102.6%
鳥取県	86,477	86,712	100.3%
島根県	97,079	100,019	103.0%
岡山県	83,794	86,789	103.6%
広島県	95,486	98,059	102.7%
山口県	84,621	84,193	99.5%
徳島県	75,256	77,311	102.7%
香川県	78,915	78,019	98.9%
愛媛県	74,185	76,853	103.6%
高知県	93,764	92,696	98.9%
福岡県	79,634	82,305	103.4%
佐賀県	87,378	89,286	102.2%
長崎県	92,131	94,909	103.0%
熊本県	76,351	79,220	103.8%
大分県	88,297	92,843	105.1%
宮崎県	67,570	68,407	101.2%
鹿児島県	75,968	77,153	101.6%
沖縄県	71,015	75,101	105.8%
全国平均	81,645	<b>83,551</b>	102.3%



1. 障害者を取り巻く状況等
2. 就労系障害福祉サービスの現状（就労継続支援A型）
3. **令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（就労継続支援A型）**
4. 就労継続支援A型の近年の動向等
5. 就労継続支援A型の今後

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容（案）

## 1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- ・ 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ  
 <職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し 等>
- ・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設  
 <地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月>
- ・ 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）  
 <基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等>
- ・ 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）  
 <障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【新設】10単位/月 等>
- ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）  
 <虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等>
- ・ 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し  
 <栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長>
- ・ 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し  
 <基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円>
- ・ 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）  
 <管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等>

## 2 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

- ・ 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価  
 <特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加>
- ・ 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加  
 <入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6⇒ 区分4以上>
- ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し  
 <居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等>

## 3 日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- ・ 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入  
 <生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける>
- ・ 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）  
 <人員配置体制加算（Ⅰ）利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等>
- ・ 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価  
 <緊急短期入所受入加算（Ⅰ）180単位 ⇒ 270単位 等>
- ・ 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受け入れを促進  
 <医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等>

## 4 施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- ・ 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価  
 <意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60単位/日等>
- ・ 施設における10人規模の利用定員の設定  
 <基本報酬で対応。生活介護も同様の対応>
- ・ 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設  
 <地域移行支援体制加算【新設】>
- ・ グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価  
 <自立生活支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等>
- ・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し  
 <グループホームの基本報酬の見直し>
- ・ グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ  
 <運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化>

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容（案）

## 5 訓練系サービス

### （自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練））

- ・ 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価  
＜個別計画訓練支援加算（I）【新設】47単位/日 等＞
- ・ ピアサポートの専門性の評価  
＜ピアサポート実施加算【新設】100単位/月＞

## 6 就労系サービス

### （就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型 ・就労定着支援・就労選択支援）

- ・ 就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し  
＜利用定員規模 20人以上⇒ 10人以上＞
- ・ 就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し  
＜就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し＞
- ・ 就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し  
＜就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6：1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日 等＞
- ・ 就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し  
＜就労定着支援の基本報酬の見直し＞
- ・ 就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定  
＜就労選択支援サービス費【新設】 1210単位/日＞

## 7 相談系サービス（計画相談支援・障害児相談支援）

- ・ 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実  
＜計画相談支援の基本報酬の見直し＞
- ・ 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価  
＜主任相談支援専門員配置加算 100単位/月  
⇒ 主任相談支援専門員配置加算（I）（II） 300単位/月・100単位/月＞
- ・ 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充  
＜医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150～300単位/月 等＞

## 8 障害児支援

### （児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

- ・ 児童発達支援センター等における中核機能の評価  
＜中核機能強化加算【新設】 22単位～155単位/日  
中核機能強化事業所加算【新設】 75単位～187単位/日＞
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進  
＜総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等＞
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入  
＜児発・放デイの基本報酬の見直し ＞
- ・ 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実  
＜入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、強度行動障害児支援加算 155単位/日 ⇒ 200又は250単位/日 等＞
- ・ 家族支援の評価を充実  
＜事業所内相談支援加算 80単位/月1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月4回（ワイク60単位）、延長支援加算の見直し 等＞
- ・ インクルージョン推進の取組への評価を充実（保育所等訪問支援の充実 等）  
＜訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日＞
- ・ 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実  
＜小規模グループケア加算 240単位/日 ⇒ 186～320単位/日  
ワイク型 +308単位/日 ⇒ +378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等＞

論点1 スコア方式による評価項目の見直しについて

論点2 経営改善の取組の促進について

# 【論点1】スコア方式による評価項目の見直しについて

## 現状・課題

- 就労継続支援A型事業所の基本報酬は、「労働時間」や「生産活動」等からなる各評価項目の合計点に応じ算定する「スコア方式」による評価が行われている。このスコアについては、105点以上（200点満点）のスコアを取得している事業所が全体の8割以上に上っている。
- 他方で、
  - ・ 就労継続支援A型事業所の生産活動収支の向上に向けた取組及びその成果を適切に評価できるような報酬への見直しを図るなど、経営改善を促していくべきである
  - ・ 事業者が、本人の希望を踏まえつつも、一般就労への円滑な移行を実現できるような取組を促すため、移行に向けた取組や移行実績を踏まえた報酬への見直し等を検討すべきであるといった指摘もある。

## 検討の方向性

- 経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目については、以下のような見直しを検討してはどうか。
  - ・ 労働時間の評価について、利用者の1日の平均労働時間が長いほど、利用者の賃金増加につながる傾向があることから、平均労働時間の長さをより一層評価する
  - ・ 生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合・下回った場合の評価の一層のメリハリ付けを行う
  - ・ 各評価項目の得点配分について、事業者の取得状況を踏まえつつ、「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、全体のバランスの見直しを行う
  - ・ 利用者が一般就労できるよう知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける

調査事案名 (16) 障害福祉サービス等 (就労継続支援 A 型)

(論点1参考資料④)

②調査の視点

1. 就労継続支援 A 型事業所における基本報酬算定状況及び一般就労への移行実績

就労継続支援 A 型事業所の基本報酬について、令和3年度障害福祉サービス等報酬算定後の各事業所の算定状況について検証を行った。

③調査結果及びその分析

1. 就労継続支援 A 型事業所における基本報酬算定状況及び一般就労への移行実績

(1) 基本報酬算定状況の実態

指定就労継続支援 A 型事業者は、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）により、障害者が自立した生活を営むことを支援するため、利用者に支払う賃金水準を高めるよう努めなければならないとされている。

こうした中、基本報酬算定に係る5つの指標のうち「生産活動」においては、判定スコアが40点（最高得点）の事業所が約4割、5点（最低得点）の事業所が約5割と、基準を満たしている事業所と満たしていない事業所が両極化している。なお、判定スコアが5点の事業所については、利用者への賃金の支払いを生産活動による収入で賄うことができず、障害福祉サービス報酬から賃金に充当する状況となっている。【図5、表1】

【図5】基本報酬算定に係る各指標ごとの獲得スコア別事業所数の分布 ※括弧書きは有効回答数



【表1】「生産活動」のスコア別事業所数及びその割合

判定スコア	評価指標	事業所数(2,614箇所)	割合
40点	前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上	996箇所	38.1%
25点	前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賃金の総額以上	264箇所	10.1%
20点	前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賃金の総額以上	148箇所	5.7%
5点	前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額未満	1,206箇所	46.1%

(2) 一般就労・就労移行支援への移行実績

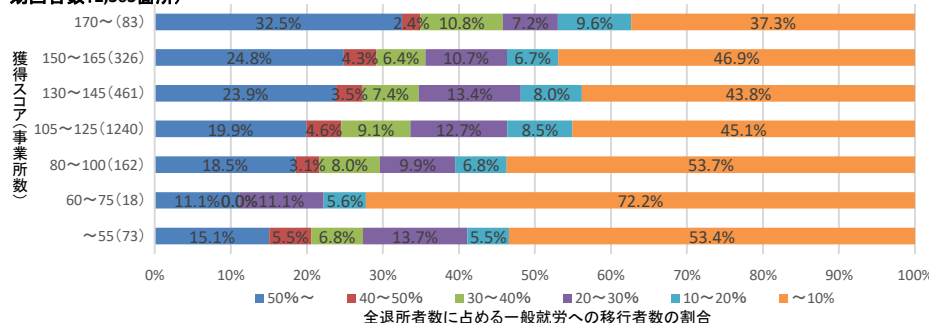
就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数については、毎年増加傾向にある。令和3年度における就労継続支援 A 型から一般就労への移行実績は「1人以上」と「0人」の事業所が約半数ずつとなっている。また、各事業所の令和3年度における全退所者数に占める一般就労への移行者数の割合を各事業所のスコア別に見るとスコアの低い事業所の方が一般就労への移行実績が低調となっている傾向がある。【表2、図6】

【表2】

一般就労への移行者数別の事業所数 (有効回答数:2,764箇所)

一般就労への移行者数	事業所数
1人以上	1,315箇所 (47.58%)
0人	1,449箇所 (52.42%)
計	2,764箇所

【図6】令和3年度中の退所者数に占める一般就労への移行者数の割合でみた獲得スコア別事業所数の構成割合 (有効回答数:2,363箇所)



④今後の改善点・検討の方向性

1. 就労継続支援 A 型事業所における基本報酬算定状況及び一般就労への移行実績

各事業者の生産活動収支の向上に向けた取組及びその成果を適切に評価できるような報酬への見直しを図るなど、経営改善を促していくべきである。

また、事業者が、本人の希望を踏まえつつも、一般就労への円滑な移行を実現できるような取組を促すため、移行に向けた取組や移行実績を踏まえた報酬への見直し等を検討すべきである。

【調査対象年度】  
令和3年度

【調査対象先数】  
就労継続支援 A 型事業所  
調査対象先数：3,922箇所

## 【論点2】 経営改善の取組の促進について

### 現状・課題

- 就労継続支援A型事業所については、指定基準において、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない」とされている。
- 指定権者である自治体は、事業所の状況把握を行い、事業所が当該指定基準を満たしていない場合、経営改善計画書を提出させることとしている。
- 令和4年3月末現在、生産活動収益が利用者賃金総額を下回り、指定基準を満たさない事業所が5割以上あった。また、経営改善計画書を2年連続提出した事業所や経営改善計画書を提出しない事業所もある。
- 令和4年6月にとりまとめられた障害者部会報告書では、「経営改善計画の作成等の措置によっても早期の改善にはつながっていない事業所があることを踏まえて、特に、複数年にわたって経営改善計画の対象となっている事業所に対して、どのような実効性のある対応を図ることが考えられるか等について検討すべきである。」と指摘されている。

### 検討の方向性

- 経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、指定基準を満たすことができていない事業所への対応として、自治体による指導とともに、新たにスコア方式における対応を検討してはどうか。

# 就労継続支援A型における生産活動の状況

(論点2参考資料②)

- 就労継続支援A型における生産活動の状況を確認したところ、生産活動の収益が利用者の賃金総額を下回っている  
(注)事業所は3,512事業所のうち1,984事業所 (56.5%)

(注) 就労継続支援A型事業所については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。)第192条第2項において、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない」こととされている。指定権者である自治体は、事業所の状況把握を行い、事業所が当該指定基準を満たしていない場合、経営改善計画書を提出させることとしている。

【生産活動の経営状況(令和4年3月末日時点)】

指定事業所	経営状況を把握した事業所	指定基準を満たしていない事業所	
4,228	3,512	1,984	56.5%
(3,997)	(3,247)	(1,893)	(58.3%)

※1 ( ) 内に昨年度の状況(令和3年3月末日時点)を記載

※2 指定基準を満たしていない事業所(1,984)のうち、経営改善計画書を提出している事業所は1,777事業所(提出率89.6%)

※3 指定基準を満たしていない事業所(1,984)のうち、令和3年3月末日時点も指定基準を満たしていない事業所は1,357事業所(68.4%)



# 就労継続支援A型における運営基準

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年九月二十九日厚生労働省令第百七十一号)(抄)

## 第四節 運営に関する基準

(就労)

第百九十一条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

(賃金及び工賃)

## 第百九十二条

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

6 賃金及び第三項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(実習の実施)

第百九十三条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第百九十七条において準用する第五十八条の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第百九十四条 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第百九十五条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

# 【都道府県別】就労継続支援A型における生産活動の経営改善状況（令和5年3月末時点）

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所		③指定基準を満たしていない事業所 (生産活動収支<利用者賃金)		④経営改善計画提出済事業所	
北海道	112	90	80.4%	51	56.7%	48	94.1%
青森県	43	10	23.3%	3	30.0%	3	100.0%
岩手県	33	27	81.8%	14	51.9%	5	35.7%
宮城県	32	26	81.3%	16	61.5%	5	31.3%
秋田県	13	12	92.3%	12	100.0%	12	100.0%
山形県	20	19	95.0%	5	26.3%	5	100.0%
福島県	19	14	73.7%	6	42.9%	2	33.3%
茨城県	99	29	29.3%	0	0.0%	0	0.0%
栃木県	65	45	69.2%	25	55.6%	24	96.0%
群馬県	38	27	71.1%	11	40.7%	7	63.6%
埼玉県	51	48	94.1%	24	50.0%	23	95.8%
千葉県	84	80	95.2%	34	42.5%	34	100.0%
東京都	82	82	100.0%	26	31.7%	26	100.0%
神奈川県	32	27	84.4%	15	55.6%	6	40.0%
新潟県	25	22	88.0%	14	63.6%	9	64.3%
富山県	28	27	96.4%	22	81.5%	22	100.0%
石川県	32	29	90.6%	16	55.2%	16	100.0%
福井県	43	29	67.4%	16	55.2%	12	75.0%
山梨県	16	16	100.0%	6	37.5%	6	100.0%
長野県	45	30	66.7%	12	40.0%	3	25.0%
岐阜県	87	87	100.0%	40	46.0%	35	87.5%
静岡県	86	64	74.4%	22	34.4%	22	100.0%
愛知県	87	45	51.7%	45	100.0%	45	100.0%
三重県	79	58	73.4%	41	70.7%	40	97.6%

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所		③指定基準を満たしていない事業所 (生産活動収支<利用者賃金)		④経営改善計画提出済事業所	
滋賀県	35	18	51.4%	6	33.3%	6	100.0%
京都府	35	31	88.6%	11	35.5%	11	100.0%
大阪府	101	79	78.2%	47	59.5%	41	87.2%
兵庫県	58	30	51.7%	17	56.7%	16	94.1%
奈良県	35	33	94.3%	24	72.7%	14	58.3%
和歌山県	36	28	77.8%	13	46.4%	13	100.0%
鳥取県	20	19	95.0%	6	31.6%	1	16.7%
島根県	20	18	90.0%	8	44.4%	6	75.0%
岡山県	36	35	97.2%	15	42.9%	13	86.7%
広島県	23	23	100.0%	4	17.4%	4	100.0%
山口県	34	33	97.1%	7	21.2%	7	100.0%
徳島県	33	33	100.0%	10	30.3%	10	100.0%
香川県	16	14	87.5%	4	28.6%	3	75.0%
愛媛県	32	30	93.8%	15	50.0%	15	100.0%
高知県	9	9	100.0%	2	22.2%	2	100.0%
福岡県	158	114	72.2%	59	51.8%	59	100.0%
佐賀県	55	38	69.1%	18	47.4%	18	100.0%
長崎県	37	35	94.6%	10	28.6%	9	90.0%
熊本県	109	104	95.4%	48	46.2%	48	100.0%
大分県	37	37	100.0%	16	43.2%	14	87.5%
宮崎県	29	29	100.0%	9	31.0%	9	100.0%
鹿児島県	58	36	62.1%	16	44.4%	15	93.8%
沖縄県	91	83	91.2%	52	62.7%	52	100.0%
合計	2,348	1,852	78.9%	893	48.2%	796	89.1%

※ 指定事業所のうち、新規指定より6月未満の事業所及び休止の事業所は、経営状況を把握する必要はない。

# 【指定都市別】 就労継続支援 A 型における生産活動の経営改善状況（令和 5 年 3 月末時点）

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所		③指定基準を 満たしていない事業所 (生産活動収支< 利用者賃金)		④経営改善計画提出済事業所	
			(②/①)		(③/②)		(④/③)
札幌市	118	109	92.4%	64	58.7%	54	84.4%
仙台市	28	15	53.6%	12	80.0%	12	100.0%
さいたま市	25	24	96.0%	15	62.5%	15	100.0%
千葉市	20	20	100.0%	12	60.0%	12	100.0%
横浜市	31	27	87.1%	12	44.4%	0	0.0%
川崎市	20	12	60.0%	6	50.0%	0	0.0%
相模原市	16	16	100.0%	12	75.0%	10	83.3%
新潟市	25	23	92.0%	13	56.5%	13	100.0%
静岡市	35	33	94.3%	14	42.4%	14	100.0%
浜松市	30	30	100.0%	15	50.0%	15	100.0%
名古屋市	134	117	87.3%	72	61.5%	72	100.0%
京都市	62	58	93.5%	27	46.6%	27	100.0%
大阪市	248	200	80.6%	140	70.0%	120	85.7%
堺市	22	20	90.9%	9	45.0%	9	100.0%
神戸市	50	45	90.0%	22	48.9%	22	100.0%
岡山市	61	60	98.4%	36	60.0%	36	100.0%
広島市	42	38	90.5%	19	50.0%	19	100.0%
北九州市	46	44	95.7%	18	40.9%	16	88.9%
福岡市	92	76	82.6%	34	44.7%	27	79.4%
熊本市	51	51	100.0%	26	51.0%	24	92.3%
合計	1,156	1,018	88.1%	578	56.8%	517	89.4%

※ 指定事業所のうち、新規指定より6月未満の事業所及び休止の事業所は、経営状況を把握する必要はない。

# 【中核市別】就労継続支援A型における生産活動の経営改善状況（令和5年3月末時点）

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所		③指定基準を満たしていない事業所 (生産活動収支<利用者賃金)		④経営改善計画提出済事業所	
函館市	6	6	100.0%	1	16.7%	1	100.0%
旭川市	8	7	87.5%	2	28.6%	0	0.0%
青森市	21	18	85.7%	11	61.1%	10	90.9%
八戸市	21	21	100.0%	11	52.4%	10	90.9%
盛岡市	18	18	100.0%	11	61.1%	11	100.0%
秋田市	12	9	75.0%	6	66.7%	6	100.0%
山形市	6	6	100.0%	3	50.0%	3	100.0%
福島市	6	5	83.3%	1	20.0%	0	0.0%
郡山市	6	6	100.0%	3	50.0%	3	100.0%
いわき市	6	6	100.0%	2	33.3%	0	0.0%
水戸市	19	8	42.1%	3	37.5%	3	100.0%
宇都宮市	33	29	87.9%	14	48.3%	14	100.0%
前橋市	5	4	80.0%	3	75.0%	2	66.7%
高崎市	9	6	66.7%	5	83.3%	5	100.0%
川越市	12	8	66.7%	3	37.5%	3	100.0%
川口市	13	13	100.0%	6	46.2%	6	100.0%
越谷市	14	12	85.7%	9	75.0%	9	100.0%
船橋市	13	13	100.0%	8	61.5%	7	87.5%
柏市	7	7	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
八王子市	11	10	90.9%	4	40.0%	4	100.0%
横須賀市	4	2	50.0%	1	50.0%	1	100.0%
富山市	37	30	81.1%	21	70.0%	21	100.0%
金沢市	30	26	86.7%	17	65.4%	17	100.0%
福井市	21	21	100.0%	11	52.4%	10	90.9%
甲府市	8	6	75.0%	3	50.0%	3	100.0%
長野市	4	3	75.0%	0	0.0%	0	0.0%
松本市	12	10	83.3%	2	20.0%	0	0.0%
岐阜市	40	36	90.0%	21	58.3%	21	100.0%
豊橋市	12	4	33.3%	4	100.0%	4	100.0%
岡崎市	12	8	66.7%	7	87.5%	7	100.0%
豊田市	11	9	81.8%	4	44.4%	4	100.0%
一宮市	15	7	46.7%	2	28.6%	2	100.0%

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所		③指定基準を満たしていない事業所 (生産活動収支<利用者賃金)		④経営改善計画提出済事業所	
大津市	5	5	100.0%	2	40.0%	2	100.0%
豊中市	5	3	60.0%	1	33.3%	1	100.0%
吹田市	9	9	100.0%	3	33.3%	0	0.0%
高槻市	6	5	83.3%	0	0.0%	0	0.0%
枚方市	10	10	100.0%	4	40.0%	4	100.0%
八尾市	16	16	100.0%	13	81.3%	13	100.0%
寝屋川市	3	2	66.7%	1	50.0%	0	0.0%
東大阪市	19	16	84.2%	12	75.0%	12	100.0%
姫路市	15	15	100.0%	5	33.3%	4	80.0%
尼崎市	22	19	86.4%	16	84.2%	13	81.3%
明石市	16	16	100.0%	11	68.8%	11	100.0%
西宮市	18	14	77.8%	9	64.3%	9	100.0%
奈良市	19	18	94.7%	6	33.3%	6	100.0%
和歌山市	19	19	100.0%	9	47.4%	9	100.0%
鳥取市	13	2	15.4%	1	50.0%	1	100.0%
松江市	13	12	92.3%	4	33.3%	2	50.0%
倉敷市	26	26	100.0%	14	53.8%	12	85.7%
呉市	7	7	100.0%	2	28.6%	2	100.0%
福山市	16	16	100.0%	5	31.3%	0	0.0%
下関市	7	7	100.0%	3	42.9%	3	100.0%
高松市	12	12	100.0%	5	41.7%	5	100.0%
松山市	44	44	100.0%	12	27.3%	12	100.0%
高知市	15	12	80.0%	1	8.3%	1	100.0%
久留米市	33	29	87.9%	21	72.4%	20	95.2%
長崎市	14	13	92.9%	1	7.7%	0	0.0%
佐世保市	11	11	100.0%	8	72.7%	8	100.0%
大分市	31	26	83.9%	5	19.2%	5	100.0%
宮崎市	30	29	96.7%	12	41.4%	12	100.0%
鹿児島市	34	32	94.1%	11	34.4%	11	100.0%
那覇市	28	26	92.9%	15	57.7%	12	80.0%
合計	968	845	87.3%	411	48.6%	377	91.7%

※ 指定事業所のうち、新規指定より6月未満の事業所及び休止の事業所は、経営状況を把握する必要はない。

# 就労継続支援 A 型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価

## スコア方式による評価項目の見直し

- 経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目を以下のように見直し。
  - ・ 労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
  - ・ 生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
  - ・ 「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
  - ・ 利用者が一般就労できるよう知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
  - ・ 経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、指定基準を満たすことができていない事業所への対応として、新たにスコア方式に経営改善計画に基づく取組を行っていない場合の減点項目を設ける。

### 【現行】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価



### 【見直し後】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～90点で評価
生産活動	前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支の状況により評価	-20点～60点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価	0点～15点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～15点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価
経営改善計画	経営改善計画の作成状況により評価	-50点～0点で評価
利用者の知識及び能力向上	利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価	0点～10点で評価

1. 障害者を取り巻く状況等
2. 就労系障害福祉サービスの現状（就労継続支援A型）
3. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（就労継続支援A型）
- 4. 就労継続支援A型の近年の動向等**
5. 就労継続支援A型の今後

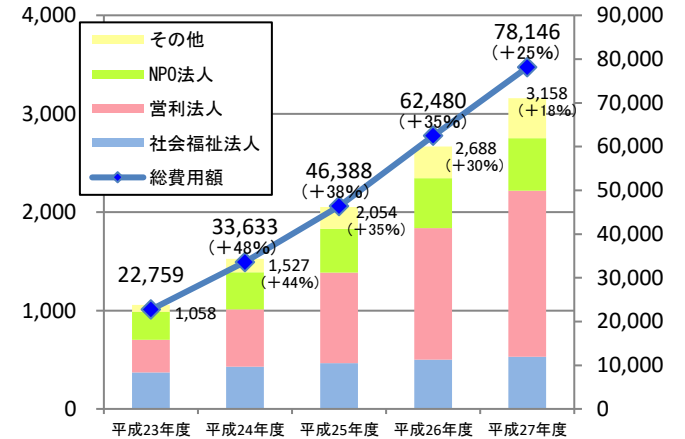
# 就労継続支援A型の見直しについて

平成29年6月26日第85回社会保障審議会障害者部会

## 1 現状・課題

- 就労継続支援A型については、利用者数、費用額、事業所数が毎年大きく増加。
- 一方、生産活動の内容が適切でない事業所や、利用者の意向にかかわらず、全ての利用者の労働時間を一律に短くする事業所など、不適切な事例が増えているとの指摘があり、支援内容の適正化と就労の質の向上が求められている。

(か所) 事業所数及び総費用額の推移 (百万円)



(出典) 国保連データ

## 2 これまでの対応

時期	対応内容
平成24年10月	○利用者のうち短時間利用者の占める割合が多い場合の減算(90%、75%)措置の創設(平成24年度報酬改定)
平成27年 9月	○指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について(課長通知) ① 暫定支給決定の適正な運用の依頼 ② 不適切な事業運営の事例を示すとともに、指導ポイントの明示 (不適切な事例) ・収益の上がない仕事しか提供せず、生産活動による収益だけでは最低賃金を支払うことが困難 ・全ての利用者の労働時間を一律に短時間 ・一定期間経過後に事業所を退所させている
平成27年10月	○短時間利用減算の仕組みを利用者割合から平均利用時間に見直すとともに、減算割合(90%~30%)を強化(平成27年度報酬改定)
平成28年 3月	○就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)における適切なサービス提供の推進について(課長通知) ① 暫定支給決定を要しない場合の基準を明確化及び市町村間で差が出ないよう都道府県の関与の依頼 ② 不適切な事例に対し再度、指導後の改善見込みがない場合の勧告、命令等の措置を講ずることを依頼

#### 1. 法施行規則の改正による対応【平成29年4月施行】

- 障害福祉計画と整合性のとれた新規指定（施行規則第34条の20の改正）  
→障害福祉計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等は、新規指定をしないことが可能。

#### 2. 指定基準（運営基準）等の改正による対応【平成29年4月施行】

##### ○希望を踏まえた就労機会の提供の徹底（指定基準第191条（就労）に新たに規定）

指定就労継続支援A型は、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、利用者に対し就労の機会を提供するとともに、その就労の知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を適切かつ効果的に行う障害福祉サービスであることから、利用者の希望や能力を踏まえた個別支援計画の作成を徹底。

##### ○賃金の支払い

指定基準第192条（賃金及び工賃）に新たに、以下を規定し、就労の質の向上を推進。

- 生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上。
- 賃金の支払は、原則、自立支援給付から支払うことは禁止。

→これら **指定基準を満たさない場合には、経営改善計画書を提出し経営改善に取り組む。**

##### ○運営規程の記載事項の追加

就労継続支援A型事業者における運営規程には、新たに「主な生産活動の内容」、「賃金」、「労働時間」を規定。

#### 3. 課長通知による対応【平成29年4月～】

##### ○情報公表の先行実施（※平成30年4月からは情報公表制度により財務諸表等を都道府県に報告し、都道府県がその内容を公表することが義務化）

就労継続支援A型事業所は先行して、障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるように、「財務諸表」、「主な生産活動の内容」、「平均月額賃金」を自治体のホームページで公表、又は事業所のホームページでの公表を促すことを各都道府県等に依頼。



# 就労継続支援A型に対する平成28年度までの見直し概要

時期	対応内容
平成24年10月	<p>○ 利用者のうち <u>短時間利用者の占める割合が多い場合の減算(基本報酬の90%、75%)を創設</u> (平成24年度報酬改定)</p>
平成27年9月	<p>○ 指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について(課長通知)</p> <p>① 暫定支給決定の適正な運用の依頼</p> <p>② <u>不適切な事業運営の事例を示すとともに、指導ポイントの明示</u> (不適切な事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>就労機会の提供に当たり、収益の上がない仕事しか提供せず、生産活動による収益だけでは最低賃金を支払うことが困難</u>である事例</li> <li>➢ 利用者の意向や能力等を踏まえた個別支援計画が策定されていない、全ての利用者の <u>労働時間を一律に短時間</u>としている事例</li> <li>➢ <u>一定期間経過後に事業所を退所</u>させている事例</li> </ul>
平成27年10月	<p>○ 依然として短時間利用の問題が指摘されていることを踏まえ、<u>短時間利用減算の仕組みを利用者割合から平均利用時間に見直すとともに、減算割合(基本報酬の90%～30%)を強化</u> (平成27年度報酬改定)</p>
平成28年3月	<p>○ 就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)における適切なサービス提供の推進について(課長通知)</p> <p>① 暫定支給決定を要しない場合の基準(注)を明確化及び市町村間で差が出ないように都道府県の関与の依頼</p> <p>② <u>不適切な事例(自立支援給付費を賃金に充当している事例等)に対し再度、指導後の改善見込みがない場合の勧告、命令等の措置を講ずることを依頼</u></p> <p>(注)暫定支給決定を要しない場合は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転居を伴う場合で転居後の事業所にアセスメント情報が引き継がれている。</li> <li>・就労移行支援利用後に就労継続支援A型の利用を希望する場合、移行支援事業所からアセスメント情報が引き継がれている。</li> </ul>

# 就労継続支援A型に対する平成29年4月からの見直し概要①

## 1. 障害者総合支援法施行規則の改正

### ○障害福祉計画と整合性のとれた新規指定の実施

現在、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスのうち、総量規制の対象となる日中活動系サービスは生活介護及び就労継続支援B型のみであるが、就労継続支援A型も総量規制の対象サービスとして加える。(施行規則第34条の20の改正)

→障害福祉計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等は、指定権者は新たに就労継続支援A型事業所の指定をしないことが可能となる。

※障害者福祉計画の作成に当たっては、地域の実情に即した実効性のある内容とするため、障害者等を含む幅広い関係者の意見を反映し策定することとなっている。このため、自治体に応じてサービス必要量は異なり、かつ、適正な就労継続支援A型事業の参入見込みがあればそれを見込んだサービス必要量とすることも可能。

#### 【参考】

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)(抄)

(指定障害福祉サービス事業者の指定)

第三十六条

2 就労継続支援その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービス(以下この条及び次条第一項において「特定障害福祉サービス」という。)に係る前項の申請は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年二月二十八日厚生労働省令第十九号)(抄)

(法第三十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)

第三十四条の二十 法第三十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス(第三十四条の二十二において「特定障害福祉サービス」という。)は、生活介護、**就労継続支援A型**及び就労継続支援B型とする。

# 就労継続支援A型に対する平成29年4月からの見直し概要②

## 2. 指定基準(運営基準)の改正

### ○希望を踏まえた就労機会の提供

- 指定基準第191条(就労)に新たに、「指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。」を規定。
  - 指定就労継続支援A型は、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、利用者に対し就労の機会を提供するとともに、その就労の知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を適切かつ効果的に行う障害福祉サービスであることから、**利用者の希望や能力を踏まえた個別支援計画の作成を徹底。**

### ○賃金の支払い

- 指定基準第192条(賃金及び工賃)に新たに、以下を規定し、就労の質の向上を推進。
  - ・「指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。」
    - 社会福祉法人会計基準や就労支援事業会計基準に規定されていたものを新たに指定基準として規定。当該指定基準を満たさない場合には、経営改善計画書を提出し経営改善に取り組む。
  - ・「賃金の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。」
    - 自立支援給付はサービス管理責任者、職業指導員、生活支援員等の人件費等に充てるものであり、賃金に充てることはできないことを規定。ただし、経営改善計画書を提出した事業所の経営改善期間中は、自立支援給付を充てても差し支えないこととしている。

### ○運営規程の記載事項の追加

- 現在、運営規程には、「事業の目的及び運営の方針」、「従業員の職種、員数及び職務の内容」、「営業日及び営業時間」等を定めることとなっているが、就労継続支援A型事業者における運営規程には、新たに「主な生産活動の内容」、「賃金」、「労働時間」を規定する。

# 就労継続支援A型に対する平成29年4月からの見直し概要③

## 3. 指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例(課長通知)

### ○個別支援計画の作成

個別支援計画の様式例を示すとともに、個別支援計画に記載すべき内容を提示。

(個別支援計画で記載すべき内容)

- ・利用者の希望する業務内容、労働時間、賃金、一般就労の希望の有無等
- ・利用者の希望する生活や課題等を踏まえた短期目標、長期目標
- ・利用者の希望を実現するための具体的な支援方針・内容

### ○経営改善計画の作成

生産活動に係る事業収入から最低賃金を支払えない場合には、経営改善計画書を提出。改善の見込みがない場合には、指定の取消等を検討。

### ○新規指定時の取扱い

新規指定時には、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額により利用者に対する最低賃金を支払うことができる事業計画になっていることを事業計画書の提出により必ず確認した上で、指定の可否を判断することを徹底。

### ○情報公表の推進

障害福祉サービスの情報公表制度については、平成30年4月から施行されるが、就労継続支援A型事業所は先行して、障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるように、以下の情報を自治体のホームページで公表、又は事業所のホームページでの公表を促すことを各都道府県等に依頼。貸借対照表等を含めたNPO法人の財務状況を監査する監事については、公認会計士又は税理士を登用し、株式会社の監査役も同様とすることが望ましい。

(情報公表を依頼している内容)

- ・貸借対照表、事業活動計算書、就労支援事業活動計算書、就労支援事業別事業活動明細書
- ・主な生産活動の内容
- ・平均月額賃金

# 就労継続支援A型事業所の適正な運営に向けた取組の流れ①

(就労継続支援A型事業を行う者)

都道府県等への申請

- ・ 人員基準を満たさないとき
- ・ 設備、運営基準を満たさないとき
- ・ 取消してから5年を経過していないとき 等

生産活動収支が最低賃金を支払うことができる事業計画になっていること

指定基準第192条第2項を満たす事業計画となっておらず、指定基準を満たすことが困難

指定

(法36条第1項)

指定の拒否

(法36条第3項)

半年後を目途に実地指導

・ 指定基準に従った適切な事業運営を行っていない時

・ 指定基準に従った適切な事業を行っている場合

勧告・命令等

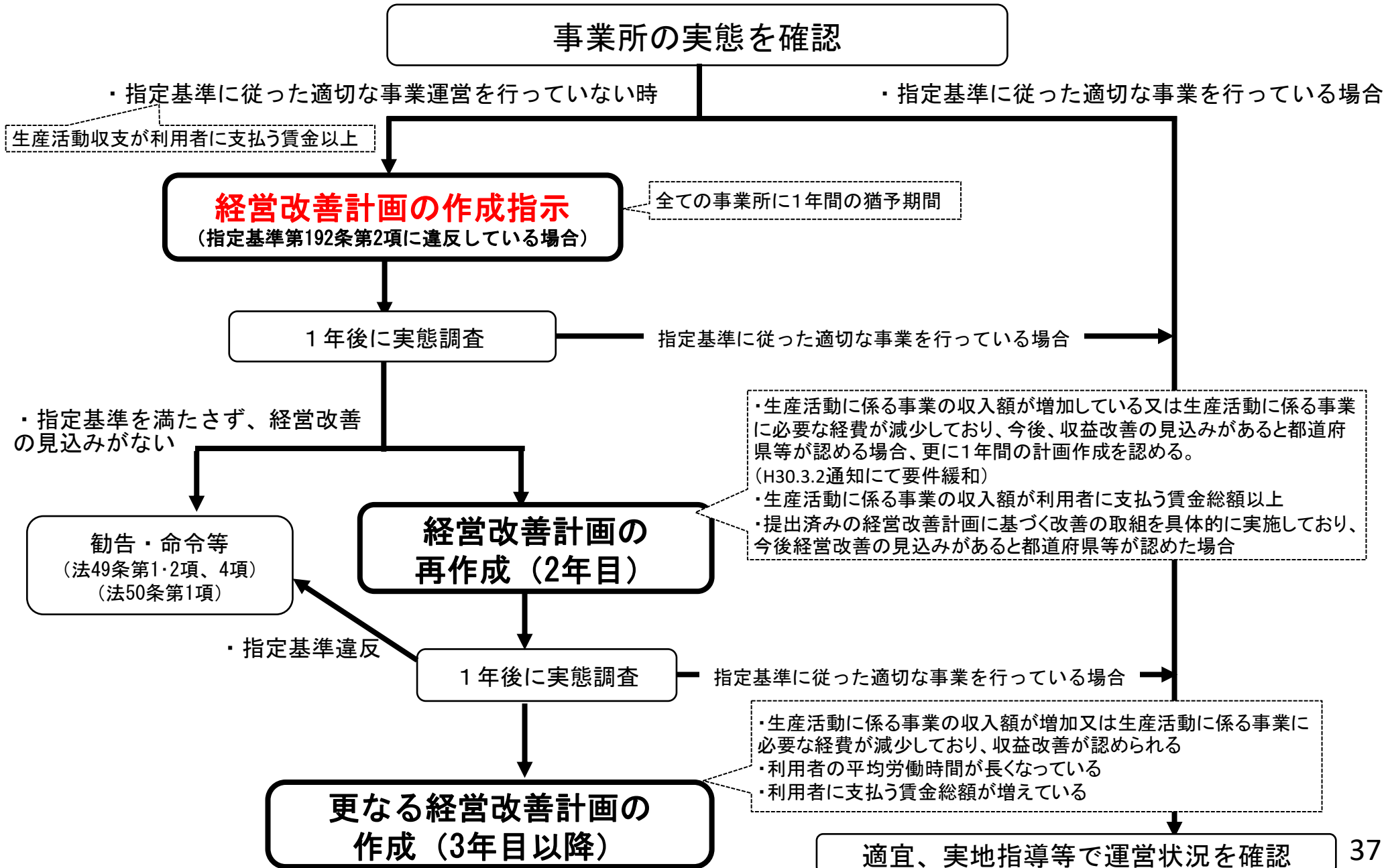
(法49条第1・2項、4項)  
(法50条第1項)

経営改善計画の  
作成指示

適宜、実地指導等で  
運営状況を確認

・ 都道府県等が収益改善が見込めると認める場合  
(以後、既存事業所と同様の取扱い)

# 就労継続支援A型事業所の適正な運営に向けた取組の流れ②



# 事業者の責務等について①

## ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）（抄）

（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務）

第四十二条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定事業者等」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

- 2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。
- 3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（指定障害福祉サービスの事業の基準）

### 第四十三条

- 4 指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

# 事業者の責務等について②

## ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）（抄）

（変更の届出等）

### 第四十六条

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

## ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年二月二十八日厚生労働省令第十九号）

（指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等）

### 第三十四条の二十三

- 4 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次の各号に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止し、又は休止しようとする理由

### 三 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者に関する次に掲げる事項

イ 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置

ロ 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無

ハ 引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスを継続的に提供する他の指定障害福祉サービス事業者の名称

- 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間



1. 障害者を取り巻く状況等
2. 就労系障害福祉サービスの現状（就労継続支援A型）
3. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（就労継続支援A型）
4. 就労継続支援A型の近年の動向等
5. **就労継続支援A型の今後**

# 就労継続支援 A 型における生産活動の経営状況（令和 5 年 3 月末時点）

- 就労継続支援 A 型における生産活動の状況を確認したところ、生産活動の収益が利用者の賃金総額を下回っている<sup>(注)</sup>事業所は3,715事業所のうち1,882事業所（50.7%）

(注) 就労継続支援 A 型事業所については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定基準」という。）第 192 条第 2 項において、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない」こととされている。指定権者である自治体は、事業所の状況把握を行い、事業所が当該指定基準を満たしていない場合、経営改善計画書を提出させることとしている。

## 【生産活動の経営状況（令和 5 年 3 月末日時点）】

指定事業所	経営状況を把握した事業所	指定基準を満たしていない事業所	
4,472	3,715	1,882	50.7%
(4,228)	(3,512)	(1,984)	(56.5%)

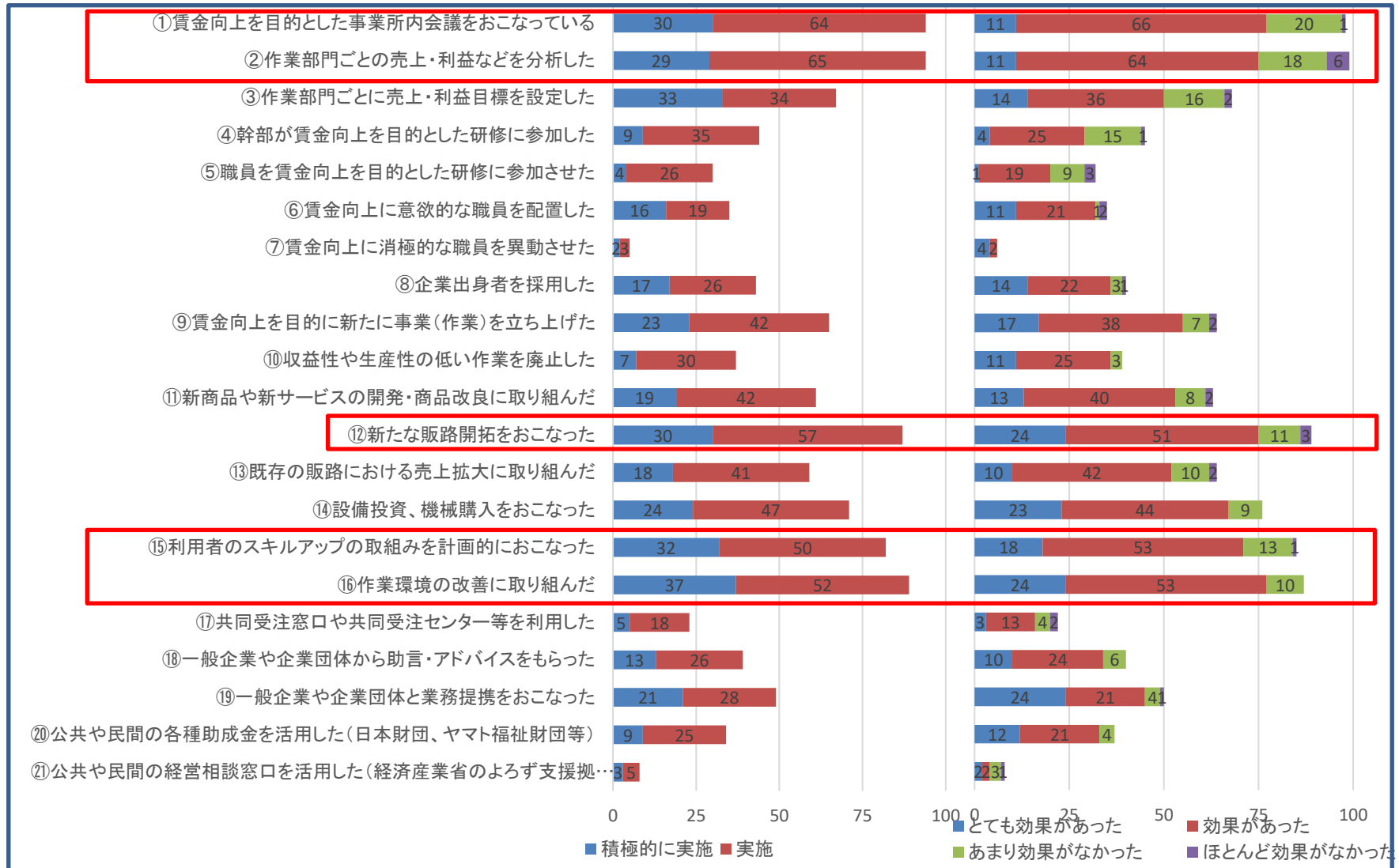
※ 1 ( ) 内に昨年度の状況（令和 4 年 3 月末時点）を記載

※ 2 指定基準を満たしていない事業所（1,882）のうち、経営改善計画書を提出している事業所は1,690事業所（提出率89.8%）

※ 3 指定基準を満たしていない事業所（1,882）のうち、令和 4 年 3 月末時点も指定基準を満たしていない事業所は1,507事業所（80.1%）

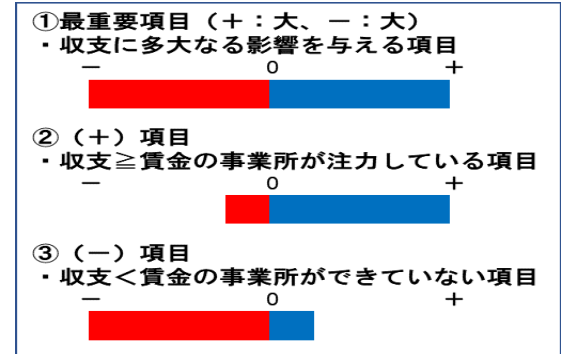
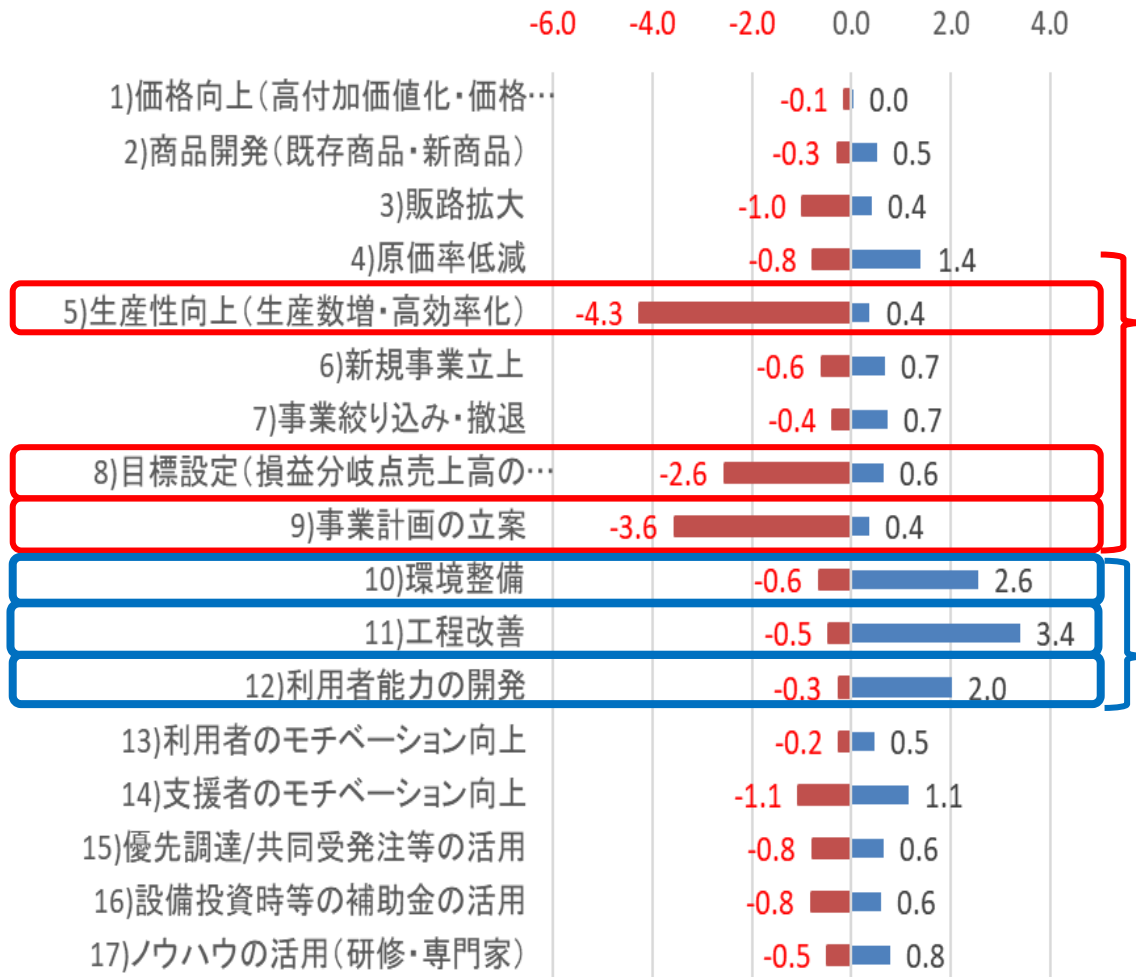
# 就労継続A型事業所における経営改善の視点①

※①②⑫⑮⑯については、積極的に実施、または実施されている工夫であり、とても効果があった、効果があったとの回答が多かった。



# 就労継続A型事業所における経営改善の視点②

就労継続支援A型事業所アンケート回答632件から生産活動収支と賃金の関係について17項目で分析を行った結果・・



「生産性向上」「事業計画の立案」「目標設定(損益分岐点売上高の算出)」に注力していない事業所は、生産活動収支 < 賃金になってしまう。

「工程改善」「環境整備」「利用者能力の開発」「原価率低減」に注力している事業所は生産活動収支 ≥ 賃金になりやすい。

# 工賃向上計画支援等事業（地域生活支援促進事業）

令和6年度当初予算 5.8億円（7.0億円） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

就労継続支援事業所等の利用者の工賃・賃金向上等を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等の支援及び農福連携の取組への支援等を実施する。

## 2 事業の概要

(1) 基本事業（補助率：1/2）

- ① 工賃等向上事業
  - 1. 経営力育成支援
    - 事業所等の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施
  - 2. 品質向上支援
    - 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施
  - 3. 事業所職員の人材育成支援
    - 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入及びICT機器の活用や知識向上のための研修等の実施
  - 4. 販路開拓・広報支援
    - 商品やサービスのPRを行うとともに、販売会・商談会を実施
    - 事業所の製品を販売するオンラインショップや地域の事業所・共同受注窓口に関する情報提供機能等を盛り込んだポータルサイトの開設・運営等、事業所の製品等に係る広報・情報提供事業をオンラインにて実施

- ② 在宅就業マッチング支援等事業
  - 在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援
- ③ 共同受注窓口の機能強化事業
  - 関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、都道府県域を越えた受発注も含めた、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うことを支援する。

(2) 特別事業（補助率：1/2）

- 農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト
  - 専門家を派遣することによる農業・林業・水産業等に係る技術指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援を実施
  - 障害福祉分野と農業分野の関係者の相互理解促進の実施

## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

## 4 事業実績

- ◆ 実施自治体数：47都道府県（47都道府県）
- ※ 令和4年度交付決定ベース、括弧は令和3年度実績

# 経営改善に向けた好事例の周知・ノウハウの共有

平成30年度障害者総合福祉推進事業

## 就労継続支援 A 型事業所の 経営改善に関する 事例集

令和2年度厚生労働省委託事業

## 就労継続支援 A 型 経営改善ガイドライン

就労継続支援事業所における工賃・賃金の向上に向けた支援体制構築に係る調査研究事業

令和3年度厚生労働省委託事業

## 地域産業連携 ガイドブック

障害者就労における地域の産業と  
福祉の連携推進事業



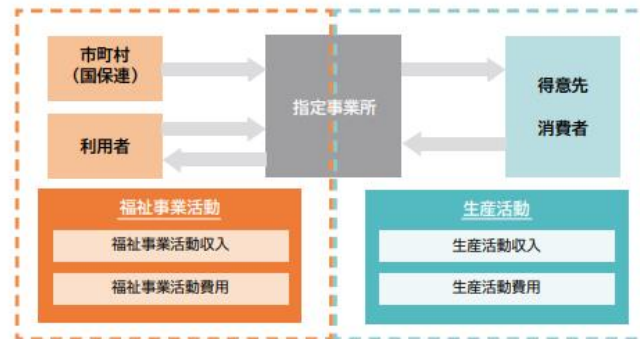
【出典】厚生労働省ホームページ 障害者の就労支援対策の状況 4. 参考資料  
[mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaihashukushi/service/shurou.html](http://mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/service/shurou.html)

# 就労支援事業会計の運用ガイドライン



## 1) 福祉事業活動と生産活動の会計区分

就労支援事業という1つの事業であっても、福祉事業活動と生産活動とに会計を区分する必要があります。



### ◎ 福祉事業活動と生産活動に係る収入の区分

就労支援事業における収入は、福祉事業活動により生じた収入と生産活動により生じた収入を以下のように区分します。

福祉事業活動収入	生産活動収入
国保連からの自立支援給付費	生産活動により生じた収入
利用者からの本人負担金、日用品等の実費負担金	例)
寄附金としての受領額	✓ パン・クッキーなどの製品の販売収入
その他、職員からの給食代や自動販売機収入等の雑収益	✓ 仕入れた商品の販売収入
	✓ 下請け作業による加工賃収入
	✓ 清掃などの受託収入 等

※ 障害者雇用調整金・報奨金、特定求職者雇用開発助成金等については、生産活動により生じた収入とは言いがたく、福祉事業活動収入に区分するのが通例です。

# よろず支援拠点（経営相談）

- 『よろず支援拠点』とは、経済産業省が平成26年度（2014年6月）から実施する中小企業支援制度
- 経営相談に対応する窓口が都道府県毎に設置
- 地域を支える中小企業・小規模事業者の業績改善を通じて地域活性化を目指す、無料の相談窓口





# 就労継続支援A型事業所における経営改善の取組の周知

多くの就労継続支援A型事業所において、生産活動収入で賃金を支払われない現状

就労継続支援A型事業所の経営改善事例(平成29年度に経営改善計画を提出したが、年度中に **生産活動収支 $\geq$ 賃金** を達成した20事業所)を取材、好事例集を作成、都道府県を周知した。(2019年)

(平成30年度障害者総合福祉推進事業「就労継続支援A型事業所の経営改善に関する調査研究」)





## 【事例】「ラポラーレ登米」(社福)ふれあいの里(宮城県登米市)

主な作業内容: クリーニング 利用者数 18名/定員18名 身体6名、知的6名、精神5名、発達1名

before

After

平成28年度		平成30年度
生産活動収支 約1510万円	 <p>ロットの小さい仕事も積極的に受注し大口注文につなげる。ホームクリーニングの仕事を受注する <b>販路拡大</b></p>	生産活動収支 約2611万円
利用者賃金 約1818万円		利用者賃金 約1972万円
<b>経営赤字 給付費で補填</b>	<p>工程細分化して特性にあった業務提供、資格取得を奨励して手当を支給。 <b>モチベーションUP</b></p> 	<b>経営黒字 給付費補填なし</b>

【出典】平成30年度障害者総合福祉推進事業「就労継続支援A型事業所の経営改善に関する調査研究」

# 就労継続支援A型事業所における経営改善の取組

## 1)「とれたってマルシェ」(社福)はるにれの里(北海道石狩市)

主な作業内容:生薬、しいたけ栽培 利用者数 10名/定員15名 知的8名、精神2名

before

After

平成28年度	
生産活動収入	約78万円
利用者賃金	約867万円
<b>経営赤字 給付費で補填</b>	

平成30年度	
生産活動収入	約1136万円
利用者賃金	約956万円
<b>経営黒字 給付費補填なし</b>	



原料の高騰により稼働率が低い状況 →  
新たな原料(オガ粉)を生産できる機材の導入  
**生産性向上**

### 経営改善計画の策定

地元の企業から生薬の契約栽培を受託  
生薬の試験栽培に成功、企業からノウハウを  
学び収穫量アップ  
**新規事業**



## 2)「ラポラーレ登米」(社福)ふれあいの里(宮城県登米市)

主な作業内容:クリーニング 利用者数 18名/定員18名 身体6名、知的6名、精神5名、発達1名

before

After

平成28年度	
生産活動収支	約1510万円
利用者賃金	約1818万円
<b>経営赤字 給付費で補填</b>	

平成30年度	
生産活動収支	約2611万円
利用者賃金	約1972万円
<b>経営黒字 給付費補填なし</b>	



ロットの小さい仕事も積極的に受注し  
大口注文につなげる。ホームクリーニング  
の仕事を受注する  
**販路拡大**

### 経営改善計画の策定

工程細分化して特性にあった業務提供、  
資格取得を奨励して手当を支給。

**モチベーションUP**



【出典】平成30年度障害者総合福祉推進事業  
「就労継続支援A型事業所の経営改善に関する  
調査研究」

# 就労継続支援A型事業所における経営改善の取組

## 3)「コッペパンハウス『パン屋のおやじ』」(NPO)ヒューマンフェローシップ(神奈川県横浜市)

主な作業内容:パン製造 利用者数 5名/定員10名 精神5名

before

平成28年度	
生産活動収入	約304万円
利用者賃金	約304万円
<b>経営赤字 給付費で補填</b>	

経営改善計画の策定



法人のネットワークを活用した外販先の拡大。  
FACEBOOKの活用、ポイントカード、電子マネー決済の導入  
**販路拡大**

業者との仕入単価交渉、グループ内で実施している事業から低価格で仕入れ

**原価管理**



After

平成30年度	
生産活動収入	約800万円
利用者賃金	約650万円
<b>経営黒字 給付費補填なし</b>	

## 4)「ブルースカイ」(社福)南高愛隣会(長崎県諫早市)

主な作業内容:給食製造 利用者数 22名/定員20名 知的22名

before

平成28年度	
生産活動収支	約2459万円
利用者賃金	約2622万円
<b>経営赤字 給付費で補填</b>	

経営改善計画の策定



正確な原価を把握するために管理会計を強化、仕入れについて競争見積を実施、材料費も厳格にチェック  
**原価管理**

食材選びにより下処理時間の短縮、調理システムを変更、皮むきや配達業務の外部委託による省力化か  
**生産性向上**



After

平成30年度	
生産活動収支	約3860万円
利用者賃金	約3657万円
<b>経営黒字 給付費補填なし</b>	

【出典】平成30年度障害者総合福祉推進事業「就労継続支援A型事業所の経営改善に関する調査研究」

1. 障害者を取り巻く状況等
2. 就労系障害福祉サービスの現状（就労継続支援A型）
3. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（就労継続支援A型）
4. 就労継続支援A型の近年の動向等
5. 就労継続支援A型の今後（まとめ）

# 就労継続支援A型に係る法律上の規定

## ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）（抄）

第五条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、**就労継続支援**、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「**のぞみの園**」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。

14 この法律において「**就労継続支援**」とは、**通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること**をいう。

## ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年二月二十八日厚生労働省令第十九号）

（法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第六条の十 法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

- 一 **就労継続支援A型** **通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援**

# 就労継続支援A型における運営基準

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年九月二十九日厚生労働省令第百七十一号)(抄)

## 第四節 運営に関する基準

(就労)

第百九十一条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

(賃金及び工賃)

## 第百九十二条

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

6 賃金及び第三項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(実習の実施)

第百九十三条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第百九十七条において準用する第五十八条の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第百九十四条 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第百九十五条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。